

椋山人間学研究センター規程

平成 16 年規程第 13 号
平成 16 年 7 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人椋山女学園（以下「学園」という。）が、建学の精神に基づく伝統に立って、その教育理念「人間になろう」そのものを、より広くより深く研究し、新たな人間についての知の開発を通して、学園の教育研究、学術の振興に寄与するとともに、研究の成果を広く学界、一般社会及び地域に向けて発信する拠点として設置する、椋山人間学研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(センターの事業)

第 2 条 センターは、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 学園の教育理念「人間になろう」の調査研究及びその教育実践の支援に関する事業
- (2) 新しい世紀に求められる「人間観」（人文科学、社会科学及び自然科学等における人間観の研究並びに学際的領域の研究）についての調査研究事業
- (3) 学園の一貫教育及び連携教育についての調査研究事業
- (4) 「人間学（観・論）」を主題としたフォーラム、公開講座及び自主講座等の事業
- (5) 大学等学校、研究機関及び企業等学園外の機関との交流並びにネットワークに関する事業
- (6) 年報の刊行に関する事業
- (7) 人間論及び人間関係論等に関するコンサルテーション、研修会並びに講演会への講師の派遣等に関する事業
- (8) その他センター長が必要と認める事業

(センター長)

第 3 条 センターにセンター長を置き、センター長は、理事長の命を受け、センターの事業を統括し、所属職員を統督する。

2 センター長の任期は 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(主任研究員)

第 4 条 センターに主任研究員を置く。

2 主任研究員は、各調査研究領域を統括し、研究ネットワークを主宰する。

(研究員)

第5条 センターの事業遂行に必要な研究調査を行うため、研究員を置くことができる。

(客員研究員)

第6条 センターの研究調査に関して、学園外に広く知識又は経験を求める必要があるときは、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員について必要な事項は、理事長が定める。

(事務室)

第7条 センターの事務は、企画課が行う。

(運営委員会)

第8条 センターの的確かつ円滑な運営を図るため、センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの事業に関する次の事項を審議する。

(1)調査研究、委託研究、プロジェクト、研究会及び年報等の事業計画に関すること。

(2)予算に関すること。

(3)前各号のほかセンター長が諮問すること。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1)センター長

(2)大学長

(3)高等学校長及び中学校長

(4)小学校長

(5)幼稚園長

(6)主任研究員

(7)学園事務局長

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。